現在求職活動中の方へ

保育所等利用に係る求職活動(起業準備)中であることの申立書

花巻市長　様

私は現在、求職活動(起業準備)中であり、就労証明書を提出できません。２号認定又は３号認定の開始日から２か月以内に就労した場合は、「就労証明書」と保育給付認定事由変更の「子どものための教育・保育給付認定申請書」（以下、保育給付認定という）・「届出書」を提出いたします。

（求職中で保育所等新規申し込みの方）

入所が決定した場合、利用開始日から２か月以内に上記書類を提出します。

　申立期間内に就労できなかった場合には、利用している保育所等を退所、また保育給付認定が取り消しになることを承諾します。

令和　　　年　　　月　　　日

申立者氏名

（利用申込児童との続柄: 　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 申立者住　　　所 | 〒 |
| 利用（申込）児　童　名 | ふりがな | ふりがな |
|  |  |

き　り　と　り

きりとり

|  |
| --- |
| （新規入所申込の方）令和　　年　　月 入所希望 |

|  |
| --- |
| 保育所等利用に係る求職活動(起業準備)中であることの申立書に係る注意事項保育所等利用に係る求職活動(起業準備)中であることの申立書の申立書 |

保護者用

|  |
| --- |
| （継続利用希望の方）令和　　年　　月末まで求職活動 |

【注意事項】

1. **求職活動の事由による入所は、利用希望月を含んで２カ月で終了します。**

※求職中で保育所等新規申し込みの方は、入所調整対象期間は、入所希望月を含めて２か月です。期間終了後も継続して調整を希望する場合は、期間終了前に、認定申請書を提出していただく必要があります。（例：４月入所申込の場合、５月入所までが調整対象となります。６・７月も調整を希望する場合、５月中に認定申請書の提出が必要です）

※求職活動の事由で入所が決定した場合は、保育所等に入所できる期間は入所から2か月です。

1. 求職活動中の保育必要量は、『短時間』です。
2. 就労証明書の内容に虚偽があった場合、申立は無効です。
3. **申立期間内に就労できなかった場合には、原則として利用している保育所等を退所、または保育給付認定が取り消しになります。**

５．不明な点はこども課までお問合せください。（こども課　0198-41-3150）